

窓口等での取引時確認に関するご協力のお願い

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要なお取引（主なもの）

次の取引以外にも、取引時確認が必要な場合があります。

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込（税金の納付等を除く）・持参人払式小切手による現金の受取り
- ③ 200万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い・外貨両替[当金庫取扱いなし]
- ④ 融資取引

2. 取引時確認で確認させていただく事項

（1）個人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①氏名・住所・生年月日	<input type="radio"/> 運転免許証（運転経歴証明書） <input type="radio"/> 個人番号カード※ <input type="radio"/> 在留カード※ <input type="radio"/> 特別永住者証明書※ <small>※顔写真のあるもの（顔写真のないものはもう1種類の別の確認書類が必要です）</small>
いづれか2種類（なお、①の書類は、②の書類とのペアに限られます。）	<input type="radio"/> 健康保険等の資格確認書 <input type="radio"/> 介護保険被保険者証 <input type="radio"/> 取引に使用する実印の印鑑登録証明書 <input type="radio"/> 住民票の写し（記載事項証明書） <input type="radio"/> 印鑑登録証明書 <input type="radio"/> 現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等
②職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。

＜ご本人以外の方が来店された場合＞

③来店された方の氏名・住所・生年月日	上記①と同様
④ご本人との関係またはご本人のために取引を行っていること	<input type="radio"/> 住民票（同居のご親族の場合のみ） <input type="radio"/> 委任状

なお、原則として、法定代理人以外のご家族（配偶者を含む）や第三者の方は、ご本人様の証明書類や委任状をご持参いただいた場合でも、口座開設のお申込みはできません。

（2）法人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①名称、本店または主たる事務所の所在地	<input type="radio"/> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <input type="radio"/> 印鑑登録証明書
②来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記（1）①と同様
③法人のお客さまのために取引を行っていること	<input type="radio"/> 委任状 <input type="radio"/> 登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ） <input type="radio"/> 上記のほか、法人のお客さまへの電話などによる確認
④事業の内容	<input type="radio"/> 登記事項証明書 <input type="radio"/> 定款の写し
⑤取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥実質的支配者 ^{（*）} の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 <small>（*）法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。</small>

3. その他ご留意いただきたい事項

- ・取引時確認が必要なお取引において取引時確認のご協力がいただけない場合は、お取引をお受けできません。
- ・お取引の内容等によって、法令等で定められた確認内容の他、当金庫所定の確認をお願いすることがあります。
- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、取引の内容等によっては、改めて取引時確認をさせていただく場合があります。
- ・預金口座や融資取引をご利用中のお客さまは、確認事項に変更が生じた場合は、必ずお申し出ください。
- ・他人または架空人物になりすましての口座開設、確認事項を偽ること、口座の売買・譲渡（譲受）・貸借は、法令等により禁じられており、処罰の対象となりますので、絶対に行わないでください。

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。



4. 健康保険等の被保険者証について

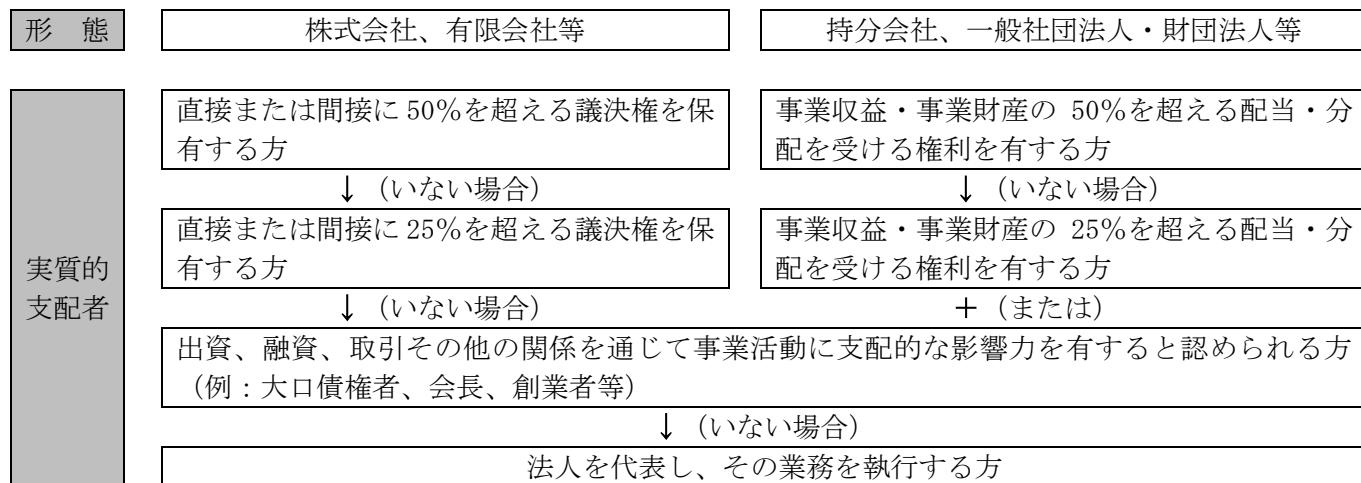
健康保険等の被保険者証は、令和7年12月2日以降は確認書類として使用できなくなりました。

なお、保険証のマイナ利用登録をされていない方に発行される資格確認書は確認書類として使用できます。

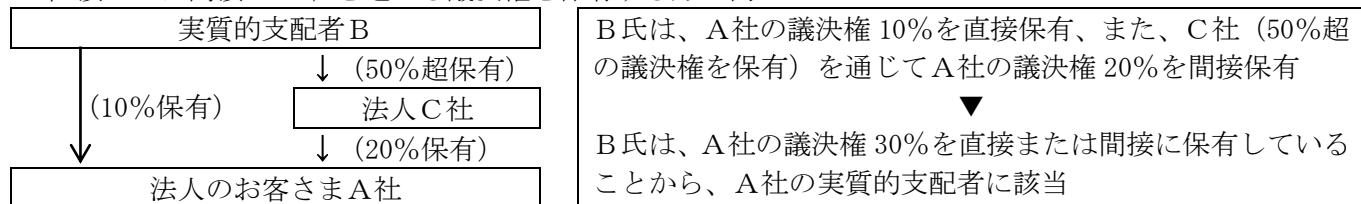
確認書類としてご利用いただけない書類	確認書類としてご利用可能な書類
○国民健康保険被保険者証	○左記健康保険等の資格確認書
○健康保険被保険者証	次の書類のいずれか1種類とペアでご提示ください。
○船員保険被保険者証	・住民票の写し（記載事項証明書）
○国家公務員共済組合の組合員証	・印鑑登録証明書
○地方公務員共済組合の組合員証	・現住所の記載がある公共料金（電気・ガス・水道）または税・社会保険料の領収書等（領収日付が6か月以内のもの）
○私立学校教職員共済の加入者証	
○後期高齢者医療被保険者証	

5. 法人のお客さまの実質的支配者について

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方（実質的支配者）の定義は、下図のとおりです。



＜直接または間接に25%を超える議決権を保有する方の例＞



6. 外国政府等において重要な公的地位にある方等との取引時確認について

個人のお客さまもしくは法人のお客さまの実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にある方である場合は、お取引に際して追加的なご対応をお願いさせていただきます。

＜外国政府等において重要な公的地位にある方等＞

- ① 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長に相当する職
 - ・中央銀行の役員
 - ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ② 過去に上記①であった方
- ③ ①または②の方のご家族（配偶者※、父母、子、兄弟姉妹等） ※事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
- ④ ①～③の方が実質的支配者に該当する法人

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

